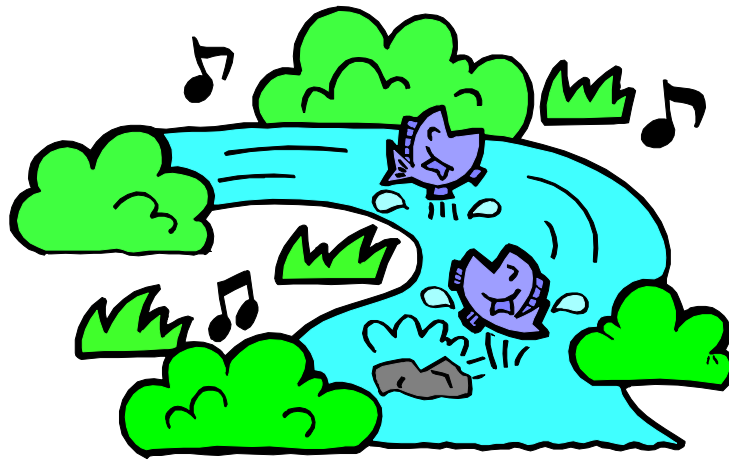


ゆうすい  
国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例  
逐条解説



国分寺市都市建設部緑と水と公園課

# 条例の構成及び目次

前文			P. 1
第1章 総則	第1条	目的	P. 4
	第2条	定義	P. 5
	第3条	市の責務	P. 7
	第4条	市民及び土地等所有者の責務	P. 8
	第5条	事業者等の責務	P. 8
	第6条	相互協力	P. 9
第2章 施策の推進	第7条	湧水等の保全施策	P. 10
	第8条	湧水等の現況の把握等	P. 12
	第9条	雨水の地下涵養	P. 13
	第10条	湧水源の保全に関する措置	P. 15
	第11条	湧水及び地下水の汚染防止	P. 18
	第12条	井戸の適正利用	P. 20
	第13条	災害時の利用	P. 20
	第14条	国及び東京都その他の自治体との広域連携	P. 22
第3章 湧水等保全審議会	第15条	湧水等保全審議会の設置及び組織	P. 23
	第16条	審議会の会議	P. 24
第4章 雑則	第17条	委任	P. 25
附則			P. 25

# 条例の解説

## 前 文

国分寺市（以下「市」という。）内には、①国分寺崖線の崖線樹林地や武蔵野の台地に広がる雑木林、農地等によって蓄えられた豊富な地下水が、国分寺崖線からの湧水となり、②名水百選（昭和60年3月28日旧環境庁選定）に選定されている③お鷹の道・真姿の池湧水群をはじめ④姿見の池、⑤大池、⑥次郎弁天の池、⑦新次郎池などの野川の源流域が、形成されている。

私たちは、こうした水辺環境が市民の暮らしに潤いと安らぎを与え、また、市固有の自然や歴史風土を表す市民共有の財産として次世代に引き継ぐ必要性を深く認識し、市民及び土地等所有者、事業者等及び市が適切な役割分担に基づき、協働して湧水及び地下水を保全するために、この条例を制定する。



### 【解説】

本市は、湧水が流入する河川として貴重な野川の最上流部に位置し、名水百選（昭和60年3月28日旧環境庁選定）の一つに選ばれた「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめ姿見の池、大池、次郎弁天の池、新次郎池などの野川の源流域には、国分寺崖線下の湧水を水源とする貴重な水辺とそれを取り囲む豊かな自然が残っています。これらの貴重な水辺自然環境は、次世代に引き継ぐべき市民共有の財産と認識し、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者協働による適切な役割分担によって湧水及び地下水を保全していくために、この条例を制定します。



### ①『国分寺崖線』とは…

『国分寺崖線』とは、古多摩川が南へと流れを変えていく過程で、10万年以上の歳月をかけて武蔵野台地を削り取ってきた、河岸段丘の連なりです。

立川市砂川九番付近から始まり、南東に向かって野川に沿って延び、東急線二子玉川駅付近で多摩川の岸辺に近づきます。そこから先は多摩川に沿って大田区の田園調布付近まで、約30kmにわたって続いています。

標高差は10～20m程度あり、斜面地は樹林や湧水などの豊かな自然環境に恵まれています。



## ②『<sup>めいすいひゃくせん</sup>名水百選』とは…

『名水百選』とは、昭和60年3月に旧環境庁（現環境省）が選定した全国各地の「名水」とされる100箇所の湧水・河川などです。

全国の清澄な水について、その再発見に努め、広く国民に紹介し、啓発普及を図るとともに、これを通じて国民の水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護することなどを目的に名水指定したものです。

名水百選は、保全状況が良好であること、地域住民等による保全活動を行っていることなどを基準に選定されており、高知県の清流「<sup>しまんとかわ</sup>四万十川」や、富士山の雪解け水の湧水による泉である「<sup>おしのほっかい</sup>忍野八海」など、全国の名だたる名水が選定されています。

「<sup>たか みち ますがた いけゆうすいぐん</sup>お鷹の道・真姿の池湧水群」は、都市部では数少ない選定地の一つとなっています。

## ③『<sup>たか みち ますがた いけゆうすいぐん</sup>お鷹の道・真姿の池湧水群』とは…

西暦848年、重い病に苦しんでいた絶世の美女、<sup>たまつくりのこまち</sup>玉造小町は、「池で身を清めよ」との靈示を受けて快癒したといわれているのが「真姿の池」です。

また江戸時代、市内の村々が尾張徳川家の御鷹場に指定されていたことにちなんで、現在、国分寺崖線下の湧水が集まり野川にそそぐ清流沿いの小径を“お鷹の道”と名づけ、約350mを遊歩道として整備しています。



この真姿の池周辺に湧き出る数箇所の湧水源は『お鷹の道・真姿の池湧水群』と呼ばれ、その良好な周辺環境から、旧環境庁の「名水百選」及び東京都の「東京の名湧水57選」にそれぞれ選定されています。

## ④『<sup>すがたみ いけ</sup>姿見の池』とは…

鎌倉時代、遊女達が自らの姿を映して見ていたという伝承が由来となっています。現在の池は平成13年度に復元されたもので、JR武蔵野線トンネル内に湧き出た水を導水利用しています。「東京の名湧水57選」に選定されています。







### ⑤『大池』とは…

野川の上流部にあたる（株）日立製作所中央研究所の敷地内にある池です。昭和33年、もとは湿地帯であったところに、敷地内に湧き出る数箇所の湧水を利用して造られました。



### ⑥『次郎弁天の池』とは…

都立殿ヶ谷戸庭園内にある池で、江戸時代には鷹狩りの休憩地として、また、崖線から湧き出る清水は、灌漑用水として利用されていました。「東京の名湧水57選」に選定されています。



### ⑦『新次郎池』とは…

東京経済大学の敷地内にある池で、名称は元学長の名前に由来します。池を取り囲むように5箇所から湧水が湧き出ており、かつてはワサビ田として利用されていました。「東京の名湧水57選」に選定されています。



## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民及び土地等所有者、事業者等及び市が適切な役割分担に基づき、  
①雨水の地下涵養を推進し、湧水源の保全のための必要な措置を講ずるとともに、湧水及び地下水の汚染防止及び有効利用を図ることにより、湧水及び地下水の保全を実現することを目的とする。



### 【解説】

この条例は、前文に示した水辺環境を次世代に引き継ぐため、それらの源となる湧水及び地下水を保全することを目的としています。

なお、保全の基本的な考え方を、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者協働のもとで、

①雨水の地下涵養（雨水が台地でゆっくりろ過され、清浄で豊かな地下水を育む働き）、②湧水源の保全、③汚染の防止、④有効利用を図ることとし、本条例に必要な事項を規定しています。

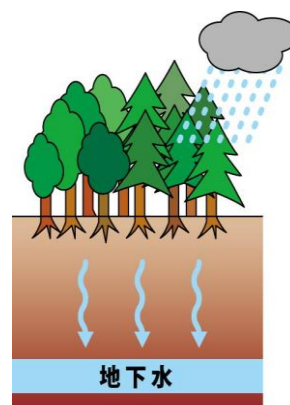


### ①『雨水の地下涵養』とは…

森林や農地は、雨水が地下の土壤に蓄えられることから、河川への雨水の急激な流入を防ぎ、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っています。

また、雨水が土壤を通過することにより、窒素やリンなどが土に吸着、ろ過され、水質を浄化する機能を持っています。

こうした、雨水を地中に蓄え、ろ過し、清浄で豊かな地下水にする森林や農地の働きを、水源の涵養機能と呼んでいます。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 湧水 市内において第3号に規定する地下水の一部が湧き出したものをいう。
- (2) 湧水源 前号に規定する湧水が湧き出ている場所及びその周辺をいう。
- (3) 地下水 雨水等が地下に浸透して蓄えられた市内の武蔵野砂れき層（以下「れき層」という。）付近等に存在する水をいう。
- (4) 市民 市の区域内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいう。
- (5) 市民及び土地等所有者 前号に規定する市民及び市内の土地又は建築物の所有者をいう。
- (6) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (7) <sup>①</sup>雨水浸透施設 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ等、雨水を地下に浸透させる施設をいう。



【解説】

＜第1号関係＞

「湧水」とは、市内（「市全域」を指しています。以下、同じ。）において地下水の一部が湧き出したものをいいます。

＜第2号関係＞

「湧水源」とは、市内において湧水が湧き出ている場所及びその周辺をいいます。

＜第3号関係＞

市が次世代に引き継いでいくべき貴重な国分寺崖線からの湧水の源は、<sup>せんそう</sup>浅層（比較的浅い部分の地層）部分の地下水が担っており、また、地中には幾層もの<sup>たいすいそう</sup>帯水層（地下水が流れる地層）があり、地下水の深度によっては、その涵養域（雨水等を地下涵養させる機能を担っている土地の区域の広がり）は極めて広域にわたるなど全く異なっていると考えられます。

このため、本条例において定義する「地下水」とは、本市と隣接自治体等との連携によって保全に向けた取り組みが可能な、市内の武蔵野<sup>さ</sup>砂れき層付近等の浅層に存在する水をいいます。

＜第4号関係＞

「市民」とは、市の区域内に住む住民だけではなく、市内で働く者、市内の学校等で学ぶ者やNPOの活動などで市内において公益的な活動をする個人も<sup>ほうがん</sup>包含し、国分寺市自治基本条例第2条において定義する「市民」と同じ者をいいます。

＜第5号関係＞

「市民及び土地等所有者」とは、前号に規定する「市民」に加え、市内に土地や建物を所有する者をいいます。

＜第6号関係＞

「事業者等」とは、企業、公的機関、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人などの営利・非営利を問わず、事業を反復、継続的に行う事業活動や、NPO・地域活動グループ等の公益的活動を行っている団体を指し、国分寺市自治基本条例第2条において定義する「事業

者等」と同じ団体をいいます。

### <第7号関係>

「<sup>うすいしんとうしせつ</sup>雨水浸透施設」とは、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、<sup>とうすいせいほう</sup>透水性舗装等の雨水を地下に浸透させる施設をいいます。

#### ①『<sup>うすいしんとうしせつ</sup>雨水浸透施設』とは…

アスファルトやコンクリートで地面が覆われた市街地では、雨水が一気に下水道や河川などに流れ込み、都市型水害を引き起こすだけでなく、地中に浸透するすき間がないため、地下水量に影響を与えます。雨水浸透施設は、雨水を地中に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や雨水の地下浸透に役立てられています。

##### ■雨水浸透ます

屋根等に降った雨水などを集めるため、地中に埋め込み、雨水を緩やかに地中に浸透させる「ます」状の装置です。設置・管理が容易で、安価なため、一般の住宅への設置に適しています。



##### ■雨水浸透トレンチ（雨水浸透管）

地中に<sup>あな</sup>孔の開いた管を埋め込み、この管に屋根等に降った雨水などを導くことにより、地中に浸透させる装置です。



##### ■透水性舗装

アスファルトに砕いた石を混ぜることによってすき間を作り、雨水等の地中への透水性を高めた舗装です。





(市の責務)

第3条 市は、湧水及び地下水を保全するための施策（以下「湧水等保全施策」という。）を策定するとともに、市民及び土地等所有者及び事業者等に対し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 湧水等保全施策に対する意見の収集及びその反映
- (2) 湧水及び地下水の保全に関する情報の適切な提供
- (3) 湧水及び地下水の保全に関する啓発活動
- (4) 市が実施する湧水等保全施策への協力要請



**【解説】**

湧水及び地下水を保全するためには、第1条に規定する雨水の地下涵養、湧水源の保全、汚染防止、有効利用に関する取り組みを計画的に進める必要があります。このため、市は、第7条に規定する湧水等保全施策を策定するとともに、以下の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならないことを規定しています。

**<第1号関係>**

湧水等保全施策を実施する際には、取り組みの主体である市民及び土地等所有者、事業者等と市の協働が不可欠です。このため、市は、湧水等保全施策の策定にあたり、各々の意見を収集し、その反映に努めなければならないことを規定しています。

**<第2号関係>**

湧水等保全施策の策定及び実施に際し、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者が協働するためには、湧水及び地下水の保全に関する情報が共有される必要があります。このため、市は、保有・把握している湧水及び地下水に関する公開可能な情報について、提供に努めなければならないことを規定しています。

**<第3号関係>**

湧水等保全施策をより効果的なものとするためには、取組み主体である市民及び土地等所有者と、事業者等が湧水及び地下水を保全することの意義と必要性等について、十分理解する必要があります。このため、市は、市民及び土地等所有者と、事業者等の意識啓発に努めなければならないことを規定しています。

**<第4号関係>**

市は、湧水等保全施策の効果的かつ着実な実施を図るため、市民及び土地等所有者と、事業者等に対し、施策への協力要請に努めなければならないことを規定しています。



(市民及び土地等所有者の責務)

第4条 市民及び土地等所有者は、湧水及び地下水が市民共有の財産であることを認識し、自主的かつ積極的にその保全に努めなければならない。

2 市民及び土地等所有者は、市が実施する湧水等保全施策に協力するよう努めなければならない。



**【解説】**

<第1項関係>

湧水及び地下水は、市民及び土地等所有者が共有すべき財産と位置づけ、これを保全するため、市民及び土地等所有者が主体となって積極的に保全活動に取り組むことを規定しています。

<第2項関係>

市民及び土地等所有者は、第3条の湧水等保全施策への実施協力に努めなければならないことを規定しています。



(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、事業活動が湧水及び地下水の保全に影響を与え得ることを認識し、自主的かつ積極的に保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者等は、市から湧水等保全施策に関する協力を求められたときは、これに応じなければならない。



**【解説】**

<第1項関係>

開発事業者や地下水を事業活動に使用するために取水する事業者等は、湧水及び地下水の保全に影響を与える可能性があることを意識し、各事業者の立場から、主体的かつ積極的に保全活動に取り組まなければならないことを規定しています。

<第2項関係>

事業者等は、市から求められた第3条の湧水等保全施策に関する協力に、応じなければならないことを規定しています。



(相互協力)

第6条 市民及び土地等所有者、事業者等及び市は、湧水及び地下水の保全に関わる活動、現況の把握、情報の収集等について連携し、相互に協力しなければならない。



**【解説】**

湧水及び地下水の保全にあたっては、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者が、同一の立場に立ちながら保全の方向性を同じくし、強い目的意識と深い信頼のもとで結びつくことによって生まれる連携・協力関係が必要不可欠となります。

このため、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者は、湧水及び地下水の保全に向けた各活動、湧水等の水量及び水質の現況把握、及び水生生物の生息状況などの関連情報の収集等に関する情報の共有化について、適切な役割分担のもとで相互に協力し、効率的、効果的に取り組むことを規定しています。



## 第2章 施策の推進

(湧水等の保全施策)

第7条 市は、湧水等保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、<sup>①</sup>都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）により策定する国分寺市<sup>①</sup>緑の基本計画に、当該湧水等保全施策を定めるものとする。



### 【解説】

第3条に規定する湧水等保全施策について、本市の施策体系上の位置づけを明確にするための規定です。

湧水及び地下水は、緑の水源涵養機能によって水量や良好な水質が確保されている一方、緑は、豊富な湧水及び地下水によって生命の力強さを得ているなど、湧水及び地下水と緑は密接に関係していることから、当該施策は、<sup>②</sup>都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき策定している国分寺市<sup>②</sup>都市マスタープラン（平成12年3月策定）や、<sup>③</sup>環境基本法（平成5年法律第91号）第7条及び第36条の規定に基づき策定している国分寺市<sup>③</sup>環境基本計画（平成16年3月策定）等との整合を図りながら、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づき策定している国分寺市緑の基本計画2011（平成23年3月策定。以下「緑の基本計画」という。）の中に定めています。

なお、施策の実施は、緑の基本計画に基づくものとし、湧水及び地下水の現況から把握される水位の低下、水量の減少、水質の悪化などの環境変化や、人口の急激な増加・減少、景気の変動などの社会・経済動向等の変化に対応して施策の変更が必要となった際には、緑の基本計画の見直しを検討します。



### ①『都市緑地法』、『緑の基本計画』とは…

都市緑地法とは、都市における自然的環境の保全等に関する事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律です。

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づいて定める、市町村の都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本的な計画をいい、今後の市町村における自然的環境の保全等に関わる取り組みの指針となるものです。

国分寺市緑の基本計画では、公園や緑地の方針とともに、湧水や河川などの水辺環境についても、保全や活用などに関する方針を定めています。

#### 〈都市緑地法第4条第1項〉

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。



## ②『都市計画法』、『都市マスタープラン』とは…

都市計画法とは、土地利用のあり方や、道路・公園等の都市施設の整備、市街地開発などの都市計画の内容、その決定の手続、都市計画制限、都市計画事業などを定めた、都市の健全な発展等を目的とする法律です。

都市マスタープランとは、都市計画法に定められる計画で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいい、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに地域住民の意見を十分に反映させながら、将来の都市づくりにかかる目標や方針を総合的にまとめるもので、今後の市町村の都市計画の指針となるものです。

### <都市計画法第18条の2第1項>

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。



## ③『環境基本法』、『環境基本計画』とは…

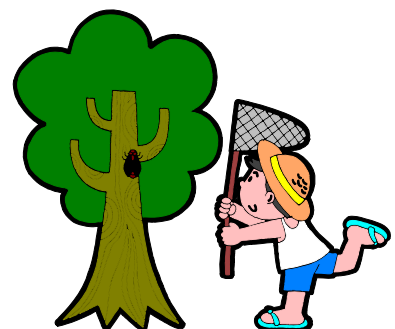
環境基本法とは、環境の保全についての基本理念、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律です。

環境基本計画とは、環境基本法に基づいて定める、国や地方自治体の環境保全に関する基本的な計画をいい、今後の国や地方自治体の環境保全に関わる取り組みの指針となるものです。

### <環境基本法第7条及び第36条>

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。





(①湧水等の現況の把握等)

第8条 市は、湧水の湧出量及び水質並びに地下水の水位及び水質の調査を行い、湧水及び地下水の保全に関する現況の把握と情報の収集に努めるものとする。

2 市は、前項の調査の結果を公表するものとする。



【解説】

＜第1項関係＞

湧水及び地下水を適切に保全するためには、それらの現状を的確に把握することが重要です。

また、湧水及び地下水の現状を踏まえた適切な保全措置を講じるためには、それらの問題点や課題に対処するための措置に関する技術研究資料や先進事例などの関連情報の収集も必要となります。

このため、市は、市民及び土地等所有者や、事業者等との連携・協力を得ながら、湧水の湧出量及び水質並びに地下水の水位及び水質を調査し、現況の把握と情報の収集に努めることを規定しています。

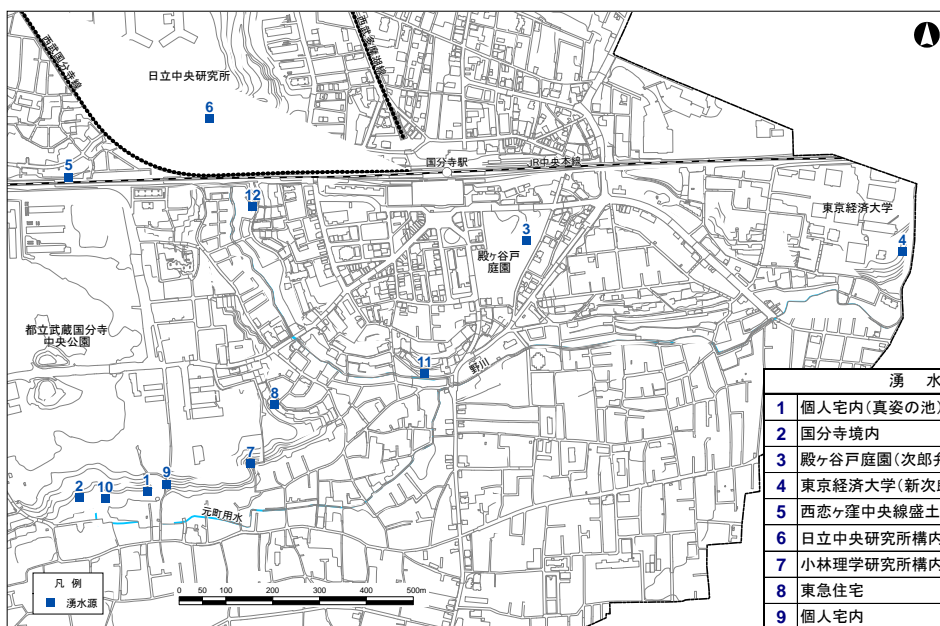
＜第2項関係＞

前項において把握・収集した結果は、市民及び土地等所有者、事業者等、市の三者がその情報を共有し、湧水及び地下水の現状認識と保全に対する意識を高めることが重要であることから、第3条第2号の規定に基づき、公表することを規定しています。



①湧水の現況

本市では、下図に示す湧水源が確認されています。



湧水源	
1	個人宅内(真姿の池)
2	国分寺境内
3	殿ヶ谷戸庭園(次郎弁天の湧水)
4	東京経済大学(新次郎池)
5	西恋ヶ窪中央線盛土下(姿見の池周辺水路)
6	日立中央研究所構内
7	小林理学研究所構内
8	東急住宅
9	個人宅内
10	武蔵国分寺公園緑地内
11	個人宅内
12	崖線緑地保全地域内

資料： 国分寺崖線・清水川(元町用水)等現況調査  
(平成17年3月)

## （雨水の地下涵養）

第9条 市は、雨水の地下涵養を図り、水源を保全するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 雨水の保水能力の高い樹林地、緑地、農地等の保全
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条（定義）第12項に規定する<sup>①</sup>開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条（用語の定義）第13号に規定する<sup>①</sup>建築等における雨水浸透施設の設置
- (3) 一般家庭における雨水浸透施設の設置に関する啓発活動
- (4) 市が設置する学校、公園、保育園、道路その他の公共施設における雨水浸透施設の設置



## 【解説】

### ＜第1号関係＞

地下水は、雨水が地下に浸透することによって涵養されます。樹林地、緑地、農地等の自然<sup>じゅりんち</sup>地は、雨水等が地表面を急激に流れ、河川や下水道に流入することを抑え、長い時間をかけて徐々に地下に浸透させていく保水能力によって雨水を地下涵養しています。このため、市は、このような雨水の保水能力の高い樹林地、緑地、農地等の自然地の保全に向けた施策を推進することを規定しています。

### ＜第2号関係＞

雨水の自然な地下浸透と並行し、樹林地、緑地、農地以外の宅地等においては、人工的に雨水を地下浸透させることが重要です。このため、市は、開発行為や建築物の建築等に際し、雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの設置を促進するための施策を推進することを規定しています。

具体的には、国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号、以下「まちづくり条例」という。）<sup>②</sup>第71条の規定に基づき雨水浸透施設の設置を求めます。

なお、まちづくり条例で雨水浸透施設の設置を求めている建築物の建築、増築、改築等については、まちづくり条例<sup>②</sup>第40条に規定する「建築確認申請に先立つ届出」の規定に基づく届出の際に、届出者に対して、<sup>②</sup>同条第2項の規定に基づき雨水浸透施設の設置をお願いすることになります。

### ＜第3号関係＞

宅地等においては、人工的に雨水を地下浸透させることが重要であることから、市は、既存の建築物の所有者等の一般家庭に対し、雨水浸透ますの設置協力を得るため、環境イベントの開催時やホームページ、市報等において雨水浸透ます設置の効用や助成制度の周知等の啓発活動を推進することを規定しています。

### ＜第4号関係＞

市は、市民及び土地等所有者や、事業者等による雨水浸透施設の設置を促進するため、公共施設の整備にあたり、率先して雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装等の雨水浸透施設の設置を推進することを規定しています。





## ①『開発行為』、『建築』とは…

開発行為とは、建物などを建築することなどを目的とした土地の造成をいいます。

建築とは、建物を新築、または増改築することで、現在の建物を移転すること（建物の形状を保ったまま、場所を移すこと）も含まれます。

＜都市計画法第4条第12項＞

第四条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

＜建築基準法第2条第13号＞

第二条

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。



## ②まちづくり条例第71条及び第40条第2項

### ■まちづくり条例第71条（開発事業の整備基準）

まちづくり条例第41条第1項に規定する「開発事業」を対象に、まちづくり条例別表第3の8の項及び同条例施行規則別表第4の4の項の基準により、雨水浸透施設を設置することが規定されています。

#### 【参考】まちづくり条例第41条第1項に規定する「開発事業」

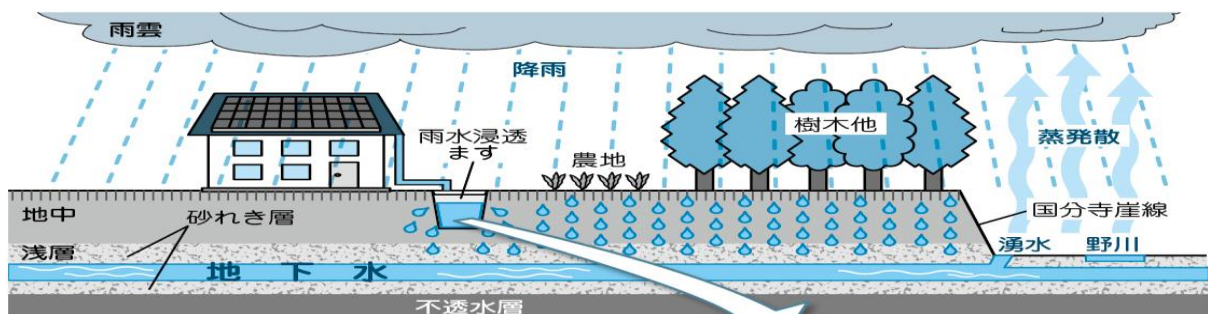
- ・開発区域の面積が500平方メートル以上。ただし、国分寺崖線区域内にあっては、300平方メートル以上（一戸建住宅の建築目的及び墓地設置目的以外の第2条第5号に規定する建築行為を伴わない土地利用を除く。）
- ・中高層建築物（高さが10メートル超の建築物又は10メートル以下の一戸建住宅を除く3階以上の建築物）の建築 ほか

#### 【参考】まちづくり条例別表第3の8の項に規定する雨水浸透施設の整備基準

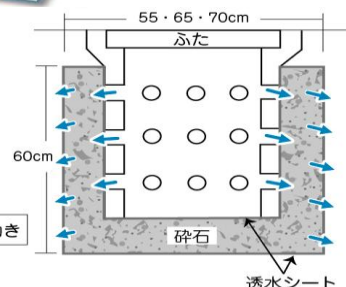
- ・開発区域内の雨水は、雨水浸透施設を設置し、当該開発区域内において浸透処理すること。ただし、地形条件等により市長が雨水浸透施設の設置に適さないと認める開発事業については、この限りでない。ほか

### ■まちづくり条例第40条第2項（建築確認申請等に係る届出等）

建築確認申請等に先立つ届出があった場合、まちづくり基本計画（国分寺市基本構想、都市マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画など）と整合した良好なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる旨が規定されています。



雨水浸透ます



(湧水源の保全に関する措置)

第10条 市長は、湧水源を保全するために必要があると認めるときは、①れき層に及ぶ構造物を設ける行為及びその関連行為をする者（以下「れき層構造物等設置者」という。）に対し、次に掲げる措置を求めるものとする。

(1) 建築物の基礎工法が湧水及び地下水に及ぼす影響の事前評価及びその結果の公表

(2) 湧水源及び地下水位の観測及びその結果の公表

2 市長は、前項第1号に規定する事前評価の結果の公表があったときは、れき層構造物等設置者に対し、湧水及び地下水に及ぼす影響の少ない基礎工法の選択に努めるよう求めるものとする。

3 市長は、第1項第2号に規定する観測結果に異常が認められたときは、れき層構造物等設置者に対し、必要な調査の実施及びその結果の公表を求めることができる。

4 れき層構造物等設置者は、前3項に規定する市長の求めに応じ、速やかに必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、れき層構造物等設置者に対し、第2項及び第3項に規定する事項の実施を求めるときは、第15条に規定する国分寺市湧水等保全審議会に意見を聴くことができる。



**【解説】**

<第1項関係>

雨水が地下に浸透し、地下涵養されても、湧水源周辺において地下水が位置するれき層まで構造物が及ぶような場合、湧水等の保全に支障をきたすことが懸念されます。

このため、市長は、湧水源周辺において、れき層に及ぶ構造物を設ける行為やその関連行為を対象に、その湧水源の保全に必要があると認められるときは、れき層構造物等設置者に対して、建築物の基礎工法が湧水に及ぼす影響の事前評価及びその結果の公表、湧水源及び地下水位観測の実施とその結果公表を求めることを規定しています。

なお、湧水源を保全するために必要があると認めるときとは、国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号）②別表第3の9の項第1号及び第3号に規定する開発事業に該当するときとします。

したがって、実際の運用としては、基本的に国分寺市まちづくり条例<sup>②</sup>第43条に規定する事前協議手続のなかで、れき層構造物等設置者に対し上記事項を求めていくことになります。

<第2項関係>

第1項第1号に規定する事前評価の結果、湧水及び地下水に影響を及ぼす可能性が高いと認められる基礎工法や基礎素材の使用を計画しているときは、れき層構造物等設置者に対し、市長は、影響の少ない基礎工法等の採用に努めるよう求めることを規定しています。

<第3項関係>

第1項第2号に規定する湧水源及び地下水位の観測結果から異常が認められ、明らかに、れき層に及ぶ構造物を設ける行為及びその関連行為が原因と認められる場合には、当該行為を行った者に対して、市長は、必要な調査の実施とその調査結果の公表を求めることができることを規定しています。



#### <第4項関係>

第1項から第3項までに規定する市長の求めに対し、れき層構造物等設置者は、速やかに必要な措置を講じるよう義務づけています。

#### <第5項関係>

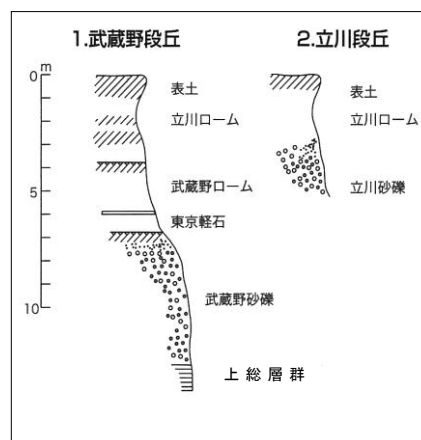
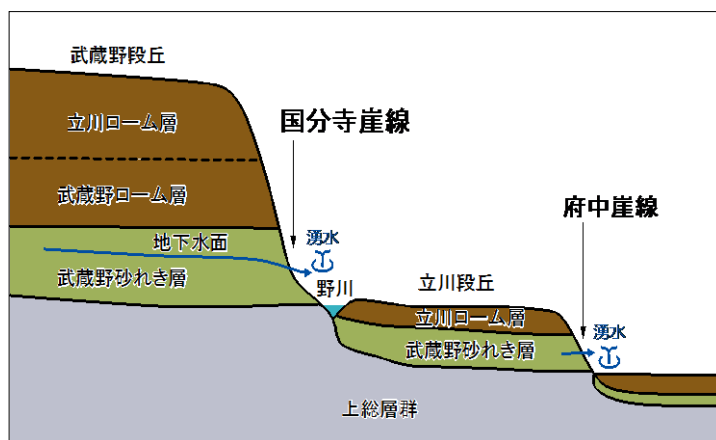
市長は、第2項及び第3項に規定する湧水及び地下水に及ぼす影響が少ない基礎工法の採用、及び観測結果に異常が認められたときの必要な調査の実施とその調査結果の公表を求める場合には、事業者への指示内容や、事業者による基礎工法及び基礎材質の事前評価、市に公表のあった評価結果及び選択理由等の内容の適否など、それぞれ湧水及び地下水保全に関する専門的、技術的な事項について、第15条に規定する国分寺市湧水等保全審議会に意見を聴くことができることを規定しています。



### ①湧水源周辺における『れき層に及ぶ構造物を設ける行為及びその関連行為』に対する湧水源保全措置の重要性

本市の湧水は、雨水等が地下に浸透し、武蔵野砂れき層付近等に蓄えられた地下水が国分寺崖線下で湧き出たものです。

このため、本市の湧水保全については、湧出口のみではなく、湧水源周辺の国分寺崖線直上の地下水保全も重要であり、湧水源の直上などにおける大型の開発事業案件等において、地下水帯水層の「れき層」にまで及ぶ杭基礎等の構造物を設置する場合には、水環境にやさしい基礎工法の採用や、湧水・地下水観測の実施を求めていく必要があります。







## ②まちづくり条例別表第3の9の項及び第43条

■まちづくり条例別表第3の9の項第1号及び第3号（国分寺崖線の保全及び再生に関する措置）

まちづくり条例別表第3では、同条例第71条（開発事業の整備基準）の規定に基づく各整備の基準について定めており、同別表の9の項第1号では、湧水源周辺の同条例施行規則で定める区域（観測区域）内において、れき層構造物等設置者は、湧水源・地下水位観測や建築物の基礎工法が湧水に及ぼす影響について事前評価を行い、その結果を公表することが規定されています。

また、同別表の9の項第3号では、同別表同項第1号に定める区域外であっても、れき層構造物等設置者は、国分寺崖線の保全・再生のために必要な措置に関して市長から協議を求められたときは、応じなければならない旨が規定されています。

■まちづくり条例第43条（開発事業の事前協議等）

まちづくり条例第43条では、良好なまちづくりを推進するため、開発事業者は、市長と開発事業の整備内容について事前協議を行わなければならない旨が規定されています。また、市長は、事前協議を行うにあたって、事業者に対して適切な助言又は指導を行うことができる旨も併せて規定されています。



(湧水及び地下水の汚染防止)

第11条 市は、市民及び土地等所有者及び事業者等と連携して、湧水及び地下水の汚染防止に努めなければならない。

2 市は、湧水及び地下水の水質に異常が認められたときは、必要に応じて速やかに国及び東京都と連携し、水質改善に取り組むものとする。



## 【解説】

### <第1項関係>

国では、環境の保全上の支障を防止するための規制等を環境基本法で定めています。

また、東京都では、地下水の汚染防止に関する事項を「<sup>①</sup>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）」で定めており、市内で行われる事業活動等についてもこの条例が適用されています。

このため、市は、市民及び土地等所有者や、事業者等と連携して、環境基本法及び環境確保条例等に基づき、湧水及び地下水の汚染防止に努めなければならないことを規定しています。

### <第2項関係>

第8条第1項に基づく湧水及び地下水の現況把握の結果等から、汚染の異常が認められた場合には、必要に応じて、<sup>②</sup>環境基本法及び環境確保条例等に基づく措置が講じられるよう、国及び東京都と連携しながら対応していくことを規定しています。



### ①『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）』とは…

都民生活や都市における事業活動に密接に関連する、自動車公害問題や土壌・地下水の汚染などの有害化学物質問題、地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の問題等に広く対処するための条例です。

ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度としての規制基準が定められ、事業活動などを行う場合はそれを遵守することを基本としています。



## ②『環境基本法及び環境確保条例等に基づく措置』とは…

### ■環境基本法に関連する法令

環境基本条例では、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の揚水などの行為に関して、公害を防止するために必要な規制措置を講ずることが規定されています。この規定に基づく関連法令としては、「土壌汚染対策法」や「水質汚濁防止法」があげられます。

#### 【土壌汚染対策法】

特定有害物質による汚染の状況把握に関する措置、及びその汚染による人への健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策を実施することを目的としています。

具体的には、有害物質を使用した工場又は事業場の敷地であった土地などの調査を実施し、その結果、特定有害物質による汚染状態が基準に適合しない、または、人への健康被害が生じるもしくは生ずるおそれがあるとして定められた基準に該当する場合、汚染の除去等の措置のほか、土地の形質の変更や汚染土壌の搬出等の規制により、汚染土壌の拡散を防止することなどが規定されています。

#### 【水質汚濁防止法】

工場及び事業場から公共水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透などを規制し、公共水域及び地下水の水質の汚濁防止を図るものです。

汚水又は廃液を排出する「特定施設」を対象として、特定施設の設置等を都知事に届け出るとともに、「排出水の排出の制限」、「総量規制基準（排出水の汚濁負荷量の上限を定める基準）の遵守義務」、「有害物質を使用する事業場に対する地下浸透水の浸透の制限」などが規定されています。

### ■都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

環境確保条例における地下水の汚染防止策としては、工場や指定作業場設置の認可・届出、汚水に含まれる有害物質が基準を超えないようにするために必要な設備の設置、汚水の水質測定及び結果の記録などが規定されています。

また、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのある土壌汚染について、都が定める土壌汚染対策指針に基づき、汚染状況の調査及び報告を求めるとともに、汚染の拡散防止措置を命ずることができる旨が規定されています。

(井戸の適正利用)

第12条 市は、湧水及び地下水の水量及び水質への影響に鑑み、井戸の所有者及び利用者に対し、その適正な利用を求めるものとする。



【解説】

井戸は、その管理、利用方法によっては、湧水及び地下水の水量、水質に直接的に影響を与えるため、市は、井戸の所有者及び利用者に対し、湧水及び地下水の保全の観点から、井戸の適正利用を求めることを規定しています。

(災害時の利用)

第13条 市は、災害時に湧水及び地下水を利用することができるよう、その保全に努め、必要な措置を講ずるものとする。



【解説】

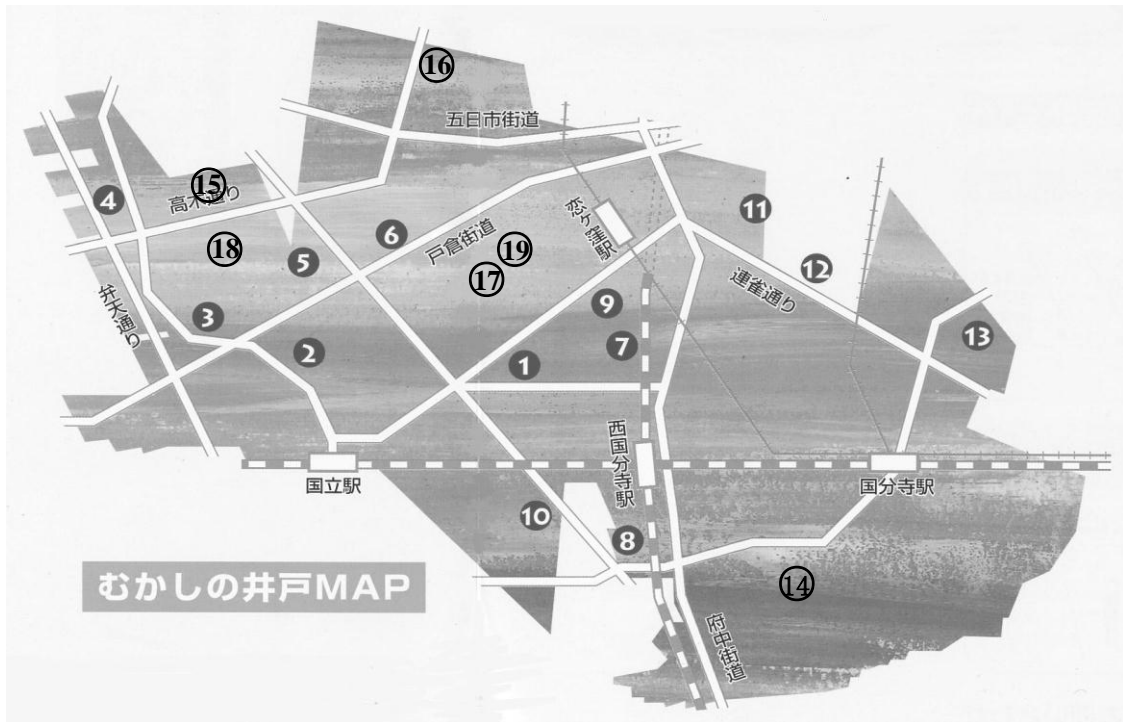
地震災害等によってライフラインが損なわれた場合、湧水や地下水は、重要な生活用水源となります。このため、市が維持管理するお鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池等の湧水や、市内の公園等に19箇所設置されている「<sup>①</sup>むかしの井戸」等から取水する地下水を、災害時における生活用水としての利用が可能となるよう、市は、水質の測定等を実施しながら適切な維持管理を図ることを規定しています。



なかよし井戸

## ①『むかしの井戸』とは…

市内には、市民が自由に使える災害用の給水施設として、手押しポンプ式井戸「むかしの井戸」があります。（市内19箇所の井戸うち、17箇所について市が整備・管理しています。）



井戸の名称と所在地

井戸の名称	所在地	井戸の名称	所在地
①なかよし井戸	日吉町3-10-3	⑪かしの木井戸	東恋ヶ窪6-17-48
②もみじ井戸	光町1-15-4	⑫けやき井戸	小平市上水本町6-22-2
③つつじ井戸	西町2-22-40	⑬わかば井戸	本多5-20-9
④カメ井戸	西町4-25-1	⑭武蔵国分寺井戸	西元町1-10
⑤90度井戸	富士本3-19-11	⑮高木井戸	高木町3-25-60
⑥ぐるぐる井戸	新町2-2-69	⑯北町公園井戸	北町5-24
⑦室内プール前井戸	西恋ヶ窪3-33-3	⑰戸倉井戸	戸倉4-34
⑧たきくぼ井戸	泉町3-5-18	⑱ふれあい井戸	西町2-21-5
⑨ポプラ井戸	日吉町4-2-41	⑲戸倉公園井戸	戸倉4-8-4
⑩内藤橋井戸	内藤1-28-20		



(国及び東京都その他の自治体との広域連携)

第14条 市は、湧水及び地下水の広域性、流動性等の自然要因に鑑み、国及び東京都その他の自治体との広域連携を緊密にするとともに、湧水及び地下水の保全のために相互に働きかけるよう努めなければならない。



**【解説】**

湧水は、地下水の一部が湧き出たものであり、その地下水は、広域的な範囲を流下する性質があるため、本市の区域内における取り組みでは、その保全に限界があります。

このため、国や、東京都をはじめとする他の自治体との、平常時からの相互の連絡調整や施策の共同実施などの広域的な連携のほか、雨水の保水能力の高い樹林地、緑地、農地等の自然地の保全や、雨水浸透施設の設置など、涵養域の自治体に対する総合的な湧水及び地下水の保全施策の実施要請に努めなければならないことを規定しています。



## 第3章 湧水等保全審議会

(湧水等保全審議会の設置及び組織)

第15条 湧水及び地下水の保全に関する事項を検討するため、国分寺市湧水等保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に答申する。

(1) 第10条第2項に規定する事前評価及び基礎工法に関すること。

(2) 第10条第3項に規定する調査の実施及びその結果の公表に関すること。

(3) その他市長が湧水及び地下水を保全するために必要があると認める事項

3 審議会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民 2人以内

(2) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



### 【解説】

#### <第1項関係>

第10条第2項及び同条第3項に規定する調査等の実施を求める際の必要な事項など、専門的な所見等が必要となる事項を検討するため、国分寺市湧水等保全審議会(以下「審議会」という。)を設置することを規定しています。

#### <第2項関係>

所掌事項は、①第10条第2項に規定する事前評価及び基礎工法に関すること、②第10条第3項に規定する調査の実施及びその結果の公表に関すること、③その他市長が湧水及び地下水を保全するために必要があると認める事項と規定しています。

#### <第3項関係>

審議会は、前2項の規定のとおり、①第10条第2項に規定する事前評価及び基礎工法に関すること、②第10条第3項に規定する調査の実施及びその結果の公表に関すること、③その他市長が湧水及び地下水を保全するために必要があると認める事項などの専門的な所見等が必要となる事項を検討するために設置されるものであるため、その委員には、高い専門性と中立・公平性が必要となります。

その一方で、市内の湧水及び地下水などの水環境等に詳しい市民の参画による審議も必要と考えています。

このため、前者の理由から識見を有する者を、後者の理由から公募市民を委員として委嘱することを規定しています。

また、湧水及び地下水を保全するために必要がある諮問事項を機動的に審議する必要があることから、必要最低限の人数によって構成されるものとし、委員定数は、5人以内と規定しています。

＜第4項関係＞

委員の任期は、2年と規定しています。なお、再任を妨げないものとするほか、補欠が生じた場合に任用された委員の任期は、前任者の残任期間と規定しています。

＜第5項関係＞

審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることを規定しています。

＜第6項関係＞

会長は、審議会を代表し、会務を総理することを規定しています。

＜第7項関係＞

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理することを規定しています。

（審議会の会議）

第16条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に加わることはできない。

5 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

6 審議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

7 審議会の庶務は、都市建設部緑と水と公園課において処理する。



【解説】

＜第1項関係＞

審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となることを規定しています。

＜第2項関係＞

会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないことを規定しています。

＜第3項関係＞

議事は、出席した委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、会長が決めることを規定しています。

＜第4項関係＞

議事には公正性と中立性が求められることから、委員本人を含め、その一定の親族が直接利

害関係を有する議事案件については、その委員が当該議事に加わることを禁じることを規定しています。なお、この除<sup>じよせき</sup>斥案件の該当確認については、委員本人への聴き取り等によって行います。

#### <第5項関係>

会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができることを規定しています。

#### <第6項関係>

会議は、公開することを規定しています。

ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができることを規定しています。



#### <第7項関係>

庶務は、都市建設部緑と水と公園課において処理することを規定しています。

## 第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。



### 【解説】

この条例を施行するために必要な事項については、必要に応じ市長が別に定めることを規定しています。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2 国分寺市緑化推進協議会委員の項の次に次のように加える。

国分寺市湧水等保全審議会委員	9,500円
----------------	--------

**国分寺市<sup>ゆうすい</sup>湧水及び地下水の保全に関する条例**

**逐条解説**

平成 24 年（2012 年）6 月（初版）

編集・発行／国分寺市都市建設部緑と水と公園課

国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

電話：042-325-0111（代表）